

令和元年度第 1 回

帯広市国民健康保険運営協議会  
議事録

日時 令和元年 5 月 28 日 (火)

午後 6 時 30 分～

場所 市役所 10 階第 6 会議室

## 出席委員（12名）

### 被保険者を代表する委員

平 田 委 員  
鈴 木 委 員  
福 田 委 員  
石 田 委 員

### 公益を代表する委員

嶋 谷 会 長  
松 田 委 員  
外 崎 委 員  
佐藤英晶 委 員

### 保険医又は保険薬剤師を代表する委員

一 柳 委 員  
大 滝 委 員

### 被用者保険等保険者を代表する委員

樋 渡 委 員  
佐藤正美 委 員

## 帯広市（13名）

川 端 市民環境部長  
服 部 企画調整監  
森 川 国保課長  
小 関 収納対策担当課長  
石 崎 課長補佐  
木 下 課長補佐

服 部 給付係長  
城 岡 給付係主査  
林 収納対策主査  
田 中 保険料係主査  
三 谷 管理係主任  
佐 藤 管理係主任補  
小 野 管理係主任補

## 傍聴者等（2名）

報道関係者 2名

事務局

ただいまより、令和元年度第1回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

これより先の議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、お晩でございます。本日は、公私ともども、お忙しい中定刻までご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、部長からご挨拶をいただきます。

部長

皆さん、こんばんは。

お忙しい中、本日はご出席をいただき、ありがとうございます。

委員の皆様には日頃から、私どもの保険・医療をはじめ、市政全般にわたり、ご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の議題でございますが、令和元年度の保険料率について諮問をさせていただきたいと考えております。

昨年4月の制度改正により始まりました都道府県単位による国民健康保険の財政運営が、本年、2年目を迎えたところでございます。

後ほど詳しくご説明させていただきますが、本年度の保険料につきましては、納付金総額が減少する中で全体的に負担が減少している一方、被保険者数の減少見込みが比較的少なかったということでございまして、一人当たりの保険料賦課額では昨年度より約1%の減として、保険料率の案を取りまとめたところでございます。

委員の皆様には、本市の国保事業の一層の健全な運営に向け、活発なご意見、ご議論をいただければと思っておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

次に、4月1日付人事異動により事務局職員に昇任及び異動がありましたので、紹介をお願いします。

(部長から職員紹介)

次に、委員の出欠についてご報告申し上げます。

〇〇委員、〇〇委員から、本日の会議に欠席する旨通知が有りましたので、報告いたします。

次に、議事録署名委員を指名いたします。

〇〇委員及び〇〇委員、よろしくお願いいたします。

なお、補欠として〇〇委員、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

はじめに、諮問事項「令和元年度国民健康保険料率について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、諮問事項であります、令和元年度の国民健康保険料率につきまして、説明をさせていただきます。

議案書 1 ページをお開きください。

令和元年度の国民健康保険料率につきましては、議案書に記載のとおり算定をさせていただいております。

国民健康保険料は一世帯毎に賦課されますが、その内訳は、一つには医療費等の支払いに充てる「医療保険分」、二つには 75 歳以上の後期高齢者の方の医療費のうち 4 割相当分を拠出するための「後期高齢者支援金分」、三つには 40 歳以上 65 歳未満の介護 2 号被保険者を対象に、介護保険料相当分として国保で集めることとなります「介護納付金分」、以上の 3 つの区分に分かれております。

また、それぞれの区分の保険料につきましては、世帯の所得額に基づき賦課される「所得割」、被保険者一人毎に賦課される「均等割」、一世帯毎に賦課される「平等割」の合計により計算されます。

今年度の保険料率のうち、①の医療保険分につきましては、

所得割率 7.54%、均等割額 23,870 円、平等割額 23,290 円、

②の後期高齢者支援金分につきましては、

所得割率 2.56%、均等割額 7,920 円、平等割額 7,730 円、

③の介護納付金分につきましては、

所得割率 1.78%、均等割額 8,790 円、平等割額 6,240 円、

と算定しております。

これらの保険料率算定の考え方につきましては、2 ページ目以降に記載しております。詳細については、係より説明いたします。

それでは、令和元年度国民健康保険料率算定の考え方につきまして、ご説明いたします。

資料 2 ページをお開きください。

まずは、都道府県単位化に伴う算定方法の変更、保険料水準の平準化に向けた取り組みです。

道内全体で、道内全体の医療費を負担し合う制度であるため、居住する市町村によらず、同じ世帯構成・所得であれば同程度の保険料負担となるよう、保険料水準の平準化を目指すこととされております。より具体的には、市町村が保険料率を算定する際に、所得割：均等割：平等割の割合、賦課割合を、道が示す「標準保険料率」と同様に設定することで平準化が図られます。

標準保険料率の賦課割合は所得割：均等割：平等割＝47：37：16 であり、帯広市の賦課割合とは差が生じています。道の方針では令和 6 年度に保険料水準の平準化を目指すこととされているため、令和 6 年度に標準保険料率と同様の賦課割合となるよう、段階的に見直すこととしており、令和元年度につきましては、所得割は据え置き、均等割を 1 パーセント引き上げ、平等割を 1 パーセント引き下げ、所得割：均等割：平等割＝50：31：19 と改定しております。

次に、都道府県単位化以外の制度改正です。

低所得者に対する保険料の法定軽減につきましては、物価等の上昇を踏まえ、本来対象とすべき世帯が引き続き対象となり続けるよう、政令改正に基づき基準額を記載のとおり見直ししております。

保険料賦課限度額につきましては、国において賦課限度額に達している世帯を全世帯の1.5%程度となるよう賦課限度額を見直す方針に基づき、医療保険分の賦課限度額を3万円引き上げたことから、帯広市においても同様に改定しております。

このような前提条件の下、令和元年度の保険料率の算定を行っております。

次に3ページ、4ページをお開きください。  
平成30年度の保険料との比較になります。

それぞれの区分毎に前年との比較を掲載しております。

医療保険分では、所得割率を0.04ポイント引き下げ、均等割額は1,200円引き上げ、平等割額を1,060円引き下げております。また、一人当たり保険料賦課額につきましては、1,465円、1.94%の増となっております。

次に、後期高齢者支援金分では、所得割率を0.20ポイント、均等割額を80円、平等割額を860円引き下げ、一人当たり保険料賦課額につきましては、1,112円、4.17%の減となっております。

次に、介護納付金分では、所得割率を0.22ポイント、均等割額を240円、平等割額を900円引き下げ、一人当たり保険料賦課額につきましては、1,751円、5.82%の減となっております。

これら3つの区分の保険料を合算したものが4ページの表の数値となりまして、「一人当たり保険料賦課額」につきましては、130,857円となり、前年度より1,398円、1.06%減の改定となったところでございます。

保険料負担につきましては、納付金総額の減少に加え、被保険者数の減少見込みが落ち着いたことにより、全体的に負担が減少しております。

また、保険料賦課割合の変更により、医療保険分の均等割の負担額

が増えておりますが、それ以外の区分では保険料負担が減少しております。

世帯構成・所得が前年度と変わらない場合、賦課限度額超過世帯を除く、ほとんどの世帯で保険料負担が減少します。

その状況につきましては、5 ページのモデルケース別・所得金額別保険料の試算結果をご覧ください。モデルケース世帯別に平成 30 年度と令和元年度の保険料を比較したもので、資料右側に行くほど所得が高い世帯となります。資料右側 2 列の、所得 800 万円の世帯全部と、所得 700 万円の世帯の一部について、賦課限度額引き上げにより負担増となっておりますが、所得 600 万円以下の世帯では、所得 0 円の世帯の一部で微増となる以外は、保険料負担は減少することとなっております。

続いて 6 ページから 8 ページにかけてが、保険料の積算内訳になります。

まず、6 ページ目の「医療保険分」の積算内訳をご覧ください。

まず、(i) の「被保険者の状況」についてですが、これは、国保加入者のうち退職被保険者を除く、国保一般分の世帯数及び被保険者数となっております。世帯数は 21,952 世帯、被保険者数は 33,751 人となっております。なお、国保から後期高齢者医療制度に移行した方がいる世帯につきましては、保険料の軽減制度があることから、特定世帯・特定継続世帯として、世帯数を 1/2、3/4 として算定する扱いとなっているため、保険料率算定上の世帯数は 21,204 世帯となります。

(ii) の「被保険者の所得状況」については、市民税の課税状況に基づき把握しております。区分の一番上の「基準総所得」は、個人毎の各所得から基礎控除額 33 万円を控除したものの総額であり、2 段目の「限度超過所得」は、保険料賦課限度額の 61 万円を超えて賦課対象とならない所得となります。3 段目の「賦課標準所得」は、「基準総所得」から「限度超過所得」を差し引いたもので、保険料の所得割率を算定する基礎となるものです。

次に、中段の（iii）の「基礎賦課総額の算定」ですが、道から示された「納付金」に様々な加減算を行って、保険料率算定の基礎となる「賦課総額」を算定する過程を表したものです。このページは積算根拠を詳細な根拠数値を用いて示したのですが、算定の流れが分かりづらい部分がありますので、議案9ページの資料で説明させていただきます。

この資料は、実際の保険料率と標準保険料率の比較のために作成したものであり、左から右に保険料率算定の流れを表しております。

まず、道から示された「納付金」3,196,531千円がスタートとなります。ここに、保健事業費や保険料還付金などの個別の歳出188,439千円を加算し、国・道からの補助金や一般会計からの繰入金、過年度分の保険料など個別の歳入981,797千円を減算し、保険料として集めなければならない額、「保険料収納必要額」を求めます。

保険料収納率が100%であれば、この額を保険料算定の基礎とできますが、収納率は100%ではないため、予定収納率90.84%で割り返して、賦課しても収入にならない保険料分を膨らませる必要があります。これに全額一般会計繰入金などで補てんされる軽減・減免額を加えた2,598,818千円が保険料算定の基礎となる「賦課総額」となります。

この「賦課総額」を条例で定めた賦課割合である、所得割50%、均等割31%、平等割19%に按分し、それぞれを賦課標準所得や被保険者数、世帯数で割り返したものが、保険料率となります。

以上が医療保険分の「料率算定のしくみ」ということでございますが、「後期高齢者支援金分」と「介護納付金分」の積算のしくみも同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続いて、この資料で標準保険料率との違いにつきまして、ご説明いたします。

標準保険料率は、北海道が「納付金」と合わせて算定するもので、将来の保険料水準の平準化に向けた目途になるとともに、標準保険料率で保険料を賦課すれば、概ね「納付金」の納付に必要な額を集められるものとして示されております。

標準保険料率は全道で統一的に算定するため、細かな部分で各市町

村の実情に合わない部分もありますので、各市町村では、標準保険料率を参考としつつも、独自に保険料率を算定することが必要となります。

令和元年度の保険料率算定における、帯広市の実際の保険料率と標準保険料率で取り扱いが異なる主な項目は次のとおりとなります。

まず一つ目は、個別の歳入・歳出の内容です。標準保険料率では国の基準に基づく歳入・歳出のみを計上していますが、実際の算定に当たっては、標準保険料率では算入されていないが交付が見込まれる補助金などを見込むことで、「保険料収納必要額」を抑制しております。

また、保険料収納率につきましては、標準保険料率では直近3カ年平均の率となっておりますが、帯広市では近年収納率が上昇傾向であることを踏まえ、より高い平成29年度実績値を採用し、「賦課総額」が必要以上に大きく膨らまないよう算定しております。

次に、冒頭の保険料率算定の考え方でもご説明いたしましたが、保険料の賦課割合につきましては、標準保険料率では所得割：均等割：平等割＝47：37：16 となっているところ、実際の保険料率算定では、改定方針に基づき改定した所得割：均等割：平等割＝50：31：19 で算定しております。

最後に、所得や被保険者数・世帯数につきましても、直近の数値に基づき推計することにより、ブレ幅を小さくし、保険料率が過度に高くなったり低くなったりしないよう、精査をしたうえで保険料率を算定しております。

このように、標準保険料率に比べ、より精緻な保険料率となるよう様々工夫や配慮を重ねて保険料率を算定しているところです。

以上が、今年度の保険料率の改定に係る積算の内容とその結果でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、皆さんからご質問、ご意見はございませんでしょうか。

委員

この協議会にこれまで出席してきて、いつも注目してきたのは収納率なのですが、今ご説明のとおり、予定収納率が上がってくれば、加入者の皆さんも保険料のメリットが得られると思います。

今回、帯広市は、平成 29 年度の実績値を予定収納率とした一方、標準保険料率は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 カ年の平均値を予定収納率としています。

北海道では、収納率について、どこに目標を置いているのか。賦課割合については、北海道から具体的な方針が示されているようですが、収納率については、どのようになっているのか、教えていただきたいと思います。

事務局

昨年から国保運営が都道府県単位化され、年に数回、各振興局ごとに、北海道、市町村などの関係職員が集まって話をしています。

その中で、いずれは北海道全体として、どこに住んでも同じ程度の保険料になるようにしていこう、また、北海道全体として収納率を上げていき、現在は収納率の高いところと低いところとかなり差があるのも揃えていこうという考え方で、それに向けてどのようにやっていこうかと話し合っている最中です。

正式に決まったものではないですが、北海道としては、道内全ての市町村の収納率が、人口規模に応じて、全国の上位 5 割以内に入れるようにする、という目標を考えていると聞いています。

委員

具体的な目標数値はまだ示されていない、検討中ということのようですが、帯広市の場合、年々収納率を上げてきていますので、引き続き頑張っていたいただきたいと思います。

もう一点、北海道の収納率向上アドバイザー制度を取り入れたと聞きましたが、有効に機能しているのでしょうか。

事務局

昨年 12 月と今年 2 月に、収納率向上アドバイザーとして、北海道と札幌市の職員の方々に、帯広市に来ていただき、いろいろと参考になる話を聞かせていただいたところです。

その中で強く感じたところとして、一つには、姿勢の問題として、普段私どもがお話しする相手は滞納のある方なものですから、借金があって、いろいろな支払いがあって、保険料を払えないといった話を聞く機会が多いのですが、その一方で、生活やお金のやり繰りをして、きちんと払っている方々が大勢いらっしゃるわけですから、まずは、きちんと払っていただいている方たちの視点に立って、そうした方たちが、滞納している人がいることについてどう思うのかということを考えて、きちんと払っている方々の方に軸足を置く必要があると改めて感じています。

もう一つには、滞納処分について、預貯金や給料、生命保険を調べているのですが、それ以外にもできることはあると教えていただきましたし、差し押さえなどをするにしても、もっとスピード感を持ってやらなければいけないということも感じています。

できることについては、これから取り入れながら、全道的に見れば、帯広市の収納率は低い方であることは間違いありませんので、何とか少しでも追いついて行けるようにやっていきたいと考えているところです。

会長

よろしいでしょうか。他にはございませんでしょうか。

無いようでしたら、諮問案どおりに承認するという事でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしの声をいただきましたので、この件につきましては、諮問案どおり承認することといたします。

次に、その他について、委員の皆様から何かございますか。

無いようですので、事務局からの連絡事項をお願いいたします。

事務局

委員の皆様の任期についてでございますが、令和元年6月30日をもちまして、任期が満了となります。

つきましては、今後改選に向けた事務手続きを出身団体等と進めさ

させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、次回、令和元年度第2回の運営協議会の日程につきましては、9月中旬を予定しております。

それではここで、改選期を迎えるにあたりまして、部長よりご挨拶を申し上げます。

部長

本年6月30日を持ちまして、本協議会委員の改選期を迎えることとなります。少しお時間をいただきまして、委員の皆様へ一言お礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

国民健康保険が抱える構造的な問題を解決し、国民皆保険制度を安定的に維持していくことを目的といたしまして、昨年4月に、国民健康保険の運営を都道府県単位化する、大きな制度改革が行われたところでございます。

委員の皆様には、この大きな節目にあたりまして、貴重なご意見や、ご指摘を数々頂戴いたしました。改めて、感謝を申し上げます。

私どもといたしましては、北海道の国保運営方針に基づきまして、本市の役割を果たし、引き続き医療費の適正化や収納率の向上などに取り組み、国保事業の安定的な運営に努めてまいりたいと考えてございます。

皆様には、平成29年の7月以来、2年間にわたりまして、本協議会の委員を務めていただきましたことに対しまして、重ねてお礼を申し上げます。

簡単ではございますが、改選期を迎えるにあたってのご挨拶とさせていただきます。

皆様、本当に、ありがとうございました。

会長

以上を持ちまして、本日の会議は終了とさせていただきます。  
ありがとうございました。